

インターネット請求開始に伴う留意事項

1. ソフト購入について

- ・国保中央会の伝送通信ソフトを購入し、インターネット請求を始める場合
現在購入できる、伝送通信ソフト Ver. 6 は平成 27 年 4 月末までの保守期限となっています。平成 27 年 5 月以降も引き続き伝送通信ソフトをご利用になる場合は、新たに Ver. 7 の購入が必要となります。（Ver. 7 は平成 27 年 4 月の制度改正に対応します）
- ・市販ソフトを購入し、インターネット請求を始める場合
購入される前にソフトがインターネット請求対応をしているかどうかご確認ください。また、平成 27 年 5 月以降も引き続きご利用になる場合は、平成 27 年 4 月の制度改正に対応するかどうか確認してください。

2. 介護保険事業所のインターネット請求登録に関する届の提出について

インターネット請求を始める場合、まず当該届の提出が必要となります。複数事業所をまとめて一か所でインターネット請求する（代理請求）場合でも、それぞれの事業所番号単位で当該届の提出が必要となります。

- ・インターネット請求開始年月の記載について
実際にインターネット請求を開始する年月をご記入ください。平成 27 年 4 月と記入して、早めに 1 月に提出した場合でも、誤って証明書発行申請を行う等の混乱を防ぐため ID の発行は平成 27 年 3 月 10 日以降行います。なお、代理人請求を行う予定で、申請書類等の事業所内承認に時間がかかるなど特別な事情があり、事前に ID を取得したい場合は、別途連合会へ電話連絡をしてください。

3. ISDN回線からのインターネット請求への切替について

現在、ISDN回線で連合会へデータ授受を行っている事業所におきましては、インターネット請求切替月の前月については、支払決定通知、返戻通知等 ISDN回線での受信となります。受信後インターネット請求へと切替していただけるよう調整をお願いします。